

「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業」の支援事業者に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和4年1月

桑 名 市

1. 事業の目的

桑名市は、2050年までに本市からの二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、令和3年3月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。

このたび、家庭用太陽光発電システム及び太陽光発電システムに接続する蓄電池設備の更なる普及拡大を図るため、太陽光発電システム等の共同購入を希望する市民（以下「購入希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すことで、太陽光発電システム等の設置を後押しする「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

2. 本公募概要

(1) 募集スケジュール

- ・ 公募要領の発表・受付開始 1/28
- ・ 質問受付期間 1/28～2/8
- ・ 質問回答日 2/15（予定）
- ・ 参加表明書受付期間 1/28～2/22
- ・ プロポーザル参加要請書の通知 2/25（予定）
- ・ 企画提案書受付期間 2/25～3/16
- ・ 審査実施日 3月中旬（予定）
- ・ 事業者の決定 3月下旬（予定）
- ・ 協定締結日 3月下旬（予定）

(2) 太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業

本事業は、支援事業者が購入希望者を募り、スケールメリットを活かして、太陽光発電・蓄電池設備を通常よりも安い費用で導入することができる取り組みです。

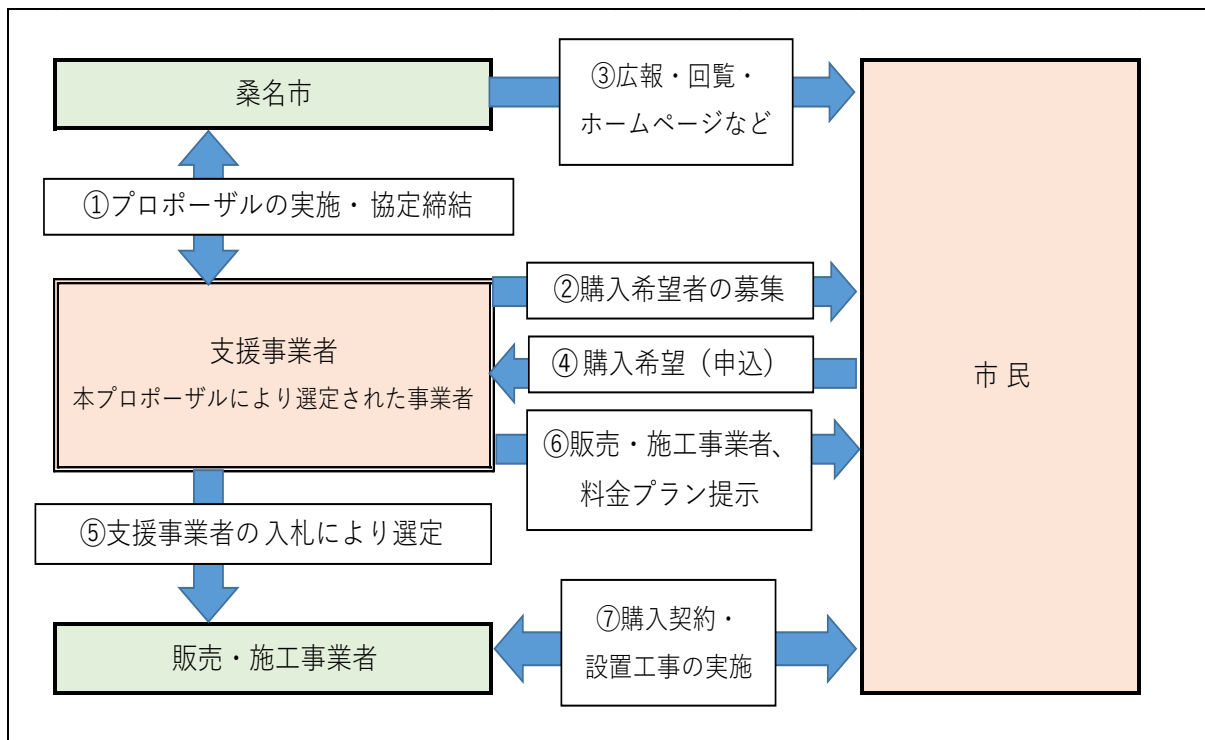
本市が支援事業者と協定を締結し、本事業の広報支援を行うと共に、下記の順で業務を実施します。（次項の概略図参照）

- ① 支援事業者と本市は、本事業を円滑かつ効率的に実施するために、役割分担、実施の条件等を規定する協定を締結します。

協定期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとします。ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、同協定と同一条件で1年間継続することとし、以後も同様とします。
- ② 支援事業者は、市民に対して広告宣伝を行うとともに、購入希望者を募集します。
- ③ 本市は、広報媒体（広報紙、自治会回覧、ホームページ等）を活用して、事業に関する広報支援を行います。
- ④ 支援事業者は、購入希望者数等を集約します。
- ⑤ 支援事業者は、事前に設定した施工能力等の要件を満たした販売・施工事業者を公募し、購入希望者にとって最も安価な料金プランを提示した事業者を販売・施工事業者として選定します。

- ⑥ 支援事業者は、販売・施工事業者決定後に購入希望者に対し、販売・施工事業者及び施工事業者が提示した料金プランを示し、購入意思の確認を行います。
- ⑦ 購入を決めた購入希望者と販売・施工事業者は相対契約を結び、設置工事を実施します。

【太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業 概略図】



業務詳細については、別紙「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業」業務仕様書を参照してください。

なお、本事業に関する経費は、支援事業者が販売・施工事業者との契約に基づいて獲得する施工件数に応じた手数料又は自己資金等を充てることとします。

3. プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に定める要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 事業予定者となった場合は、速やかに桑名市入札参加資格者名簿に登録すること。
- (3) 参加表明書提出期限の日以降において、本市から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、暴力団等排除措置要綱に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者。

- (7) 本公募は、単体事業者に加え、共同事業体の参加も認めるものとする。共同事業体を構成して参加する場合にあっては、次のすべての要件を満たしていること。
- (ア) 構成員において決定された代表者が、共同事業体の協定書において明らかであること。代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。
- なお、協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- (イ) 共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の参加者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

4. 質問の受付及び回答

電子メール（アドレス：greenm@city.kuwana.lg.jp）で受け付けます。ただし、電子メール送付後、電話にてグリーン資産創造課（0594-24-1229）まで到着確認を行ってください。

- (1) 提出期間：令和4年1月28日（金）～令和4年2月8日（火） 午後5時【必着】
- (2) 仕様書等に関する質問書（様式第1号）を添付ファイルとして送付してください。
件名には、「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業」と記載してください。
（※提出にあたり押印は不要です）
- (3) 質問への回答は、参加表明事業者全員へEメールで送付します。
（回答は、本市ホームページにて令和4年2月15日（火）までに提示予定）
- (4) なお、本事業に係る説明会は開催しません。

5. 参加表明書等の提出

公募型プロポーザルへの参加を希望する方は、次に定める書類に必要事項を記載のうえ、電子メールにてグリーン資産創造課に提出をお願いします。（原則、PDF形式にて、ご提出ください。）

なお、参加表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができます。

- (1) 参加表明書提出期間

令和4年1月28日（金）から令和4年2月22日（火）午後5時【必着】

- (2) 提出先

ペーパーレス化の推進に伴い、電子メールにてグリーン資産創造課Eメールアドレス（greenm@city.kuwana.lg.jp）に提出をお願いします。ただし、電子メール送付後、電話にてグリーン資産創造課（0594-24-1229）まで到着確認を行ってください。

- (3) 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第2号）（※提出にあたり押印は不要です）

参加表明書と合わせて、各納税証明書を添付してください。

- ・ 国税及び地方税の未納税額がないことの証明書（過去1年間分）【コピー可】
- ・ 登記事項証明書または代表者の身分証明書【コピー可】
- ・ 印鑑（登録）証明書【コピー可】

※当市の入札参加資格者名簿に登録されている者は、国税及び地方税の未納税額がないことの証明書のみ提出とします。ただし、三重県市町総合事務組合において、中間期納税確認が完了している者、または令和元年7月1日以降に新規登録の申請を行った者は、各種証明書の提出は不要です。また、共同事業体を結成して参加するものは、各々提出してください。

※共同事業体を結成して参加する場合は、その代表者について記載してください。

(イ) 共同事業体協定書

共同事業体を結成して参加する場合は、ご提出ください。(様式は任意とします)

(ウ) 会社概要(様式第3号)

会社名、所在地、代表者氏名、創立年、資本金、従業員数、特記事項等

※共同事業体を結成して参加する場合は、同様に提出してください。

(エ) 誓約書(様式第4号) (※提出にあたり押印は不要です)

※本実施要領「3. プロポーザルへの参加資格」を十分ご確認ください、事実と相違ないことを踏まえた上で、ご提出ください。

6. 参加資格の確認及び企画提案書の提出を要請する者の選定

参加表明等の提出で提示された書類に基づき、「3. プロポーザルへの参加資格」に定める参加資格要件を満たしているか確認を行い、下記に示すとおりプロポーザル参加要請を通知します。

(1) 通知日：令和4年2月25日(金)(予定)

(2) 通知方法：参加表明書に記載されたメールアドレスに通知します。

(3) 通知内容：参加資格を有すると認められた者には、参加資格がある旨を通知します。
参加資格を有しないと認められた者には、参加資格がない旨及びその理由を通知します。

7. 企画提案書の提出

ペーパーレス化の推進に伴い、電子メールにてグリーン資産創造課Eメールアドレス(greenm@city.kuwana.lg.jp)に提出をお願いします。ただし、電子メール送付後、電話にてグリーン資産創造課(0594-24-1229)まで到着確認を行ってください。

(1) 提出期間：令和4年2月25日(金)～令和4年3月16日(水) 午後5時【必着】

(2) 提出先：桑名市役所 総務部 グリーン資産創造課

(3) 提出書類：「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業」の支援事業者に係る公募型プロポーザルの企画提案書一式(図や写真等の挿入可)

本実施要領「8. 企画提案書の作成」に掲げる項目について、本業務の提案内容を具体的に記載してください。(※提出にあたり押印は不要です)

(4) データを添付ファイルとして送付：件名には、「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業」と記載してください。

- (5) その他：①応募書類に虚偽の内容が記載された場合、その者が提出した応募書類を無効とし、選定の対象外とします。
- ②参加資格がない者は、選定の対象外とします。
- ③提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却をしないものとします。
- ④応募書類提出後の差替え及び再提出は認めないものとします。

8. 企画提案書の作成

- (1) 本事業への応募者は、「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業」業務仕様書及び「10. 審査基準」を参考に、次に掲げる書類で構成し、①から②の順に並べて下記の留意事項に従い、企画提案書を提出してください。(原則、PDF形式にて、ご提出ください。)

①企画提案書(表紙)(様式第5号)

②企画提案(任意様式)

- (1) 実施体制及び類似の事業実績
- (2) 事業スケジュール
- (3) 広告宣伝、購入希望者の募集手法
- (4) ホームページの構築及び運用
- (5) 販売・施工事業者の選定基準と入札の手順
- (6) 問合せ及び苦情時の対応方法
- (7) 太陽光発電・蓄電池設備の施工検査
- (8) 事業効果及び参加希望者の推移予測
- (9) その他(事業の効果・魅力をより一層高めるための提案など)

(2) 全体的な留意事項

- ①企画提案の選考においては、提案者から提出された企画提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点します。このため、提案内容を評価しやすいように、実施要領記載の事業内容、業務に対する考え方など、具体的に分かりやすく記述してください。
- ②1ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とします。
- ③提案書には、様式第5号「企画提案書(表紙)」を除く全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないでください。
- ④本市の要求する事業内容をどのように実現するのかを分かりやすく記したスケジュールや、事業内容を実現するにあたっての具体的な方法や情報収集手段・提出資料等の記載が漏れていた場合、評価が大幅に低くなることもあるため、余すことなく記載してください。
- ⑤提案内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載してください。また、提案書等の内容において、2通り以上に解釈できるような記載はしないでください。
- ⑥提出された企画提案書等は返却しません。
- ⑦提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しません。ただし、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成します。
- ⑧提出された企画提案書は提出後、資料の追加、内容の変更は認めません。

9. 選定方法

(1) 審査会の設置

本事業を実施する支援事業者を選定するため、「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業」の支援事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）を設置します。なお、審査会は非公開とします。また、審査会において、プレゼンテーションは実施しません。

(2) 審査会の開催日

令和4年3月中旬（予定）

(3) 選定手続

審査会は、「10. 審査基準」に基づき、提出された応募書等の内容について審査及び評価を行い、出席委員の評価点数の合計点が一定点数（60点×出席委員数）以上かつ出席委員の評価点数の合計点が最も高い提案者を第1位順位（事業予定者）として決定します。

第1位順位の合計点が同点の場合は、出席委員の多数決により第1位順位を決定します。それでも決しない場合は委員長が第1位順位を決定します。

なお、必要に応じて応募書類等の内容について、事務局より事前ヒアリングを実施する場合があります。その場合、開催時間及び開催方法等の詳細については別途通知します。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、メール及び書面の郵送を持って通知します。また、本市ホームページでも公表します。

10. 審査基準

審査会において、下記の審査基準に基づく企画提案書の審査を行い、最も優れた提案をした者を第1順位（事業予定者）とします。

1 評価項目及び配点等評価表

大項目	中項目	小項目	加重倍率	配点
事業主体	事業実績	本事業又は類似の事業実績はあるか。	3	15
事業計画	実施体制	効率的かつ有効に実施できる体制がとられているか(統括責任者、コールセンター業務責任者、施工検査業務責任者等)。	2	10
	スケジュール	仕様書のスケジュールと合致し、本事業の実施期間を通じて実効性のある現実的な内容か。	1	5
企画提案	広告宣伝、購入希望者の募集手法	購入希望者の属性を捉え、効果的・効率的な手法がとられているか。申込を促す魅力的な内容か。	2	10
	ホームページの構築及び運用	購入希望者にとって分かりやすく、利用しやすいWebサイトであるか。運用においてメンテナンス体制・セキュリティ体制がとられているか。	2	10
	販売・施工業者の選定基準と入札の手順	財務状況・履行能力等を考慮して安全かつ確実に施工できる業者選定基準を設けているか。入札手順において、恣意性が混入されなく、透明性・中立が確保された業務フロー体制がとられているか。	2	10
	問合せ・苦情対応	専門的見地から事業マニュアル等を作成し、問合せ・苦情に対応できる体制がとられているか。	2	10
	太陽光発電・蓄電池設備の施工検査	太陽光発電・蓄電池設備を安全かつ確実に設置するために、専門的な知見を有する者による検査体制がとられているか。	2	10
	事業効果及び参加希望者の推移予測	本事業による効果、購入希望者数の推移予測が算定されているか。推移予測の算定基礎が妥当か。	1	5
	その他の提案	その他、事業の効果・魅力をより一層高めるための提案がなされているか。	1	5
その他	財務状況	健全な財務状況にあるか。	1	5
	市内事業者の活用	市内事業者を活用する提案となっているか。	1	5
計				100

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、以下の6段階評価を行う。
5点：優れている、4点：やや優れている、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る、0点：非常に劣るまたは提案無し
- (2) 評価点は、各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

3 第1位順位の決定方法

- (1) 出席委員の評価点数の合計点が一定点数（60点×出席委員数）以上かつ出席委員の評価点数の合計点が最も高い提案者を第1位順位（事業予定者）とする。
- (2) 第1位順位の合計点が同点の場合は、出席委員の多数決により第1位順位を決定する。それでも決しない場合は委員長が第1位順位を決定する。

1 1. 協定等

(1) 事業予定者と次のとおり協定を締結する予定です。

太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業に関する協定	公募型プロポーザル方式により事業予定者と決定された者との協定
---------------------------	--------------------------------

協定の締結後、速やかに本事業を実施してください。

(2) 支払等

市から、事業予定者に対する支払いはありません。予めご了承ください。

(3) その他

協定締結後、仕様書等に基づき、本事業を円滑かつ効率的に実施してください。

1 2. その他

(1) プロポーザルに係る全ての応募書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。

お問合せ先

桑名市役所 総務部 グリーン資産創造課

TEL : 0594-24-1229 FAX : 0594-24-6312

メール : greenm@city.kuwana.lg.jp